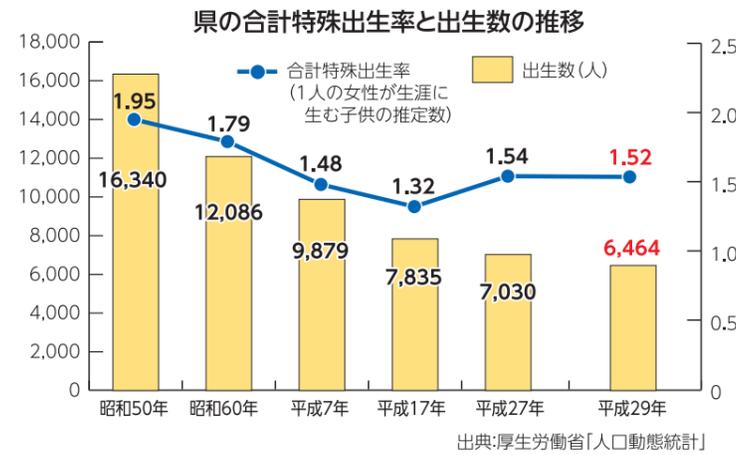




安心して子育てできる環境づくり



県庁子ども未来課 ☎073-441-2492

人口減少が全国的に深刻な問題となる中、平成29年の人口動態統計(概数)によりますと、全国の合計特殊出生率(1人の女性が生涯に生む子供の推定数)は1.43で、生まれた子供の数(出生数)は、前年より3万人余り減少し、94万6,060人と過去最少となりました。

県の合計特殊出生率は1.52と全国よりも高い状況ですが、人口維持に必要とされる2.07には届いておらず、出生数も前年比194人減の6,464人となっています。

少子化をくい止めるためには、これまで行ってきた支援をさらに充実させるとともに、地域や企業などと更なる連携を図り、社会全体で子育て支援に取り組む必要があると考えられています。

個人の多様な生き方を尊重しつつ、希望される方が、安心して結婚や子育てができる環境づくりに引き続き取り組んでいきます。



つどいの広場 (田辺市)

多子世帯への支援強化

※多子世帯 子供が2人以上いる世帯

保育料等無償化の拡充

多くの子供を育てる世帯の経済的負担を軽減するため、これまでも第3子以降の未就学児を対象とした保育料等無償化に市町村とともに取り組んできましたが、今年度から保育料等無償化の対象を一定の所得制限のもと、第2子まで拡充します。

新制度	旧制度
紀州っ子いっぱいサポート	紀州3人っこ施策
第1子	第1子
第2子 保育料等無償 (0歳~就学前) 所得制限 年収約360万円	第2子
第3子以降 保育料等無償 (0歳~就学前) 所得制限なし	第3子以降 保育料等無償 (0歳~就学前) 所得制限なし
対象施設 保育所、認定こども園、幼稚園、児童発達支援センター、病院内保育所、企業内保育所、認可外保育所	

市町村によって実施状況は異なります。詳しくは、お住まいの市町村子育て支援担当課にお問い合わせください。

在宅育児支援

経済的支援の対象を保育所などに子供を預ける世帯だけでなく、在宅で育児をしている世帯にも拡大し、子育ての選択肢を広げるとともに、多子を育てる家庭への支援をさらに強化するため、今年度から第2子以降の0歳児(生後2カ月を超えてから1歳になるまで)を対象とした支援制度を開始します。

支給額
一人当たり 月額1万5,000円
(最大10カ月で15万円)

さらに上乗せを行っている市町村もあります。

所得制限
第2子 所得制限(年収約360万円)
第3子以降 所得制限なし

支給を受けることができる人の要件

- 和歌山県内に住民登録を有する児童手当等の受給者であること(施設等受給資格者は除きます)※1
- 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していること
- 生活保護法による保護を受けていないこと
- 乳児を保育所などに入所させていないこと
- 暴力団関係者や公序良俗に反する者でないこと

※1 児童手当等の受給者が乳児と同居していない場合は、同居している養育者が対象となります。
※2 配偶者についても(2)および(5)の要件を満たす必要があります。

詳しくは、県庁子ども未来課またはお住まいの市町村子育て支援担当課にお問い合わせください。

保育の受け皿の拡大

産休明けや育休明けの早い時期から、保育の利用を希望する家庭が増加しています。県では、働きながら子供を育てる家庭のニーズに対応するため、市町村とともに保育の受け皿の拡大に取り組んでいます。

保育所などの整備・企業内保育所設置の促進
地域のニーズに基づく保育所の整備や、企業内保育所の設置に向けた働きかけを行っています。

保育人材の確保
保育士コーディネーター

保育士への就職・復職を支援するため、就職に関する相談、就職のあっせん、求人条件の調整や潜在保育士に対する再就職支援研修を実施しています。また、現職保育士からの相談にも対応しています。

保育士修学資金等貸付制度

- 保育士修学資金貸付
- 未就学児を持つ保育士を対象とした
- ① 保育料の一部貸付
- ② 預かり支援事業利用料金の一部貸付
- 保育士として就職する際の就職準備金貸付
- 保育所等への保育補助者雇上費貸付

※一定期間保育士として勤務すると貸付返還は免除となります。

詳しくは和歌山県社会福祉協議会へお問い合わせください。
☎073-435-5223

